

東京都消費生活条例の一部改正の概要

社会経済状況の変化と消費者問題の動向に対応する

主な改正条項

1. 社会経済状況の変化を受けた前文の見直し

経済社会の進展の中で、消費者問題が構造的に発生していること
経済のグローバル化等により、消費者問題が変容していること
消費者・事業者・行政のパートナーシップによる消費者問題解決
消費者は、主体的に消費行動し市場に与える影響を自覚し、社会の一員としての役割があること

前 文

2. 不適正な取引行為を禁止する規定の追加・改正

迷惑メール等、新たな取引形態を規制する規定
消費者契約法で取消しできる不当勧誘、無効約款を踏まえた規定
個人情報悪用や一方的な取引条件変更等の不当行為の規定

第25条第1項
第1,2,3,5,6,7号

3. 消費者のセーフティ・ネットの充実・強化

相談対応関連条文に、「仲介によるあっせん」を加え、消費生活相談の充実・強化を明記する。
複数事案の審議が行える体制を図るなど、被害救済委員会の紛争処理機能を高める。(学識経験者委員定数増員、部会の設置)
委員会の処理結果を明らかにすることにより同種被害救済を図る。

第28条第1項
第29条第2項
第7項
第30条

的確かつ迅速、効果的な行政措置を行う

1. 迅速な公表のための手続規定の見直し

行政施策の実効性確保のため規定されている勧告・公表を、迅速に執行し被害の未然・拡大防止のため、勧告の前に義務付けられている「公開による意見の聴取」に変え、「意見を述べ、証拠を提示する機会を与える」等に改める。

第49条第1項
(第2項以下廃止)

2. 消費生活対策審議会への必須諮問事項の削減

欠陥により健康を損なう危害の発生等の認定、消費者が適切に選択・使用できるための商品・サービス等の具体的表示事項等を審議会への必須諮問事項から削除し、より専門的な助言制度等を活用することにより、公平性・公正性を確保した上で、迅速に行政措置を行う。

第45条第2項
第1,2,3,4,5号